

## 環境保全に関する協定書



富山市（以下「甲」という。）と、中大浦地区 総代 田島 彰（以下「乙」という。）と、丸新志鷹建設株式会社（以下「丙」という。）は、丙の富山市中大浦地内に於ける木質ペレット製造事業の実施にあたり、富山市環境基本条例（平成8年条例第8号）の主旨に基づき、次のとおり「環境保全に関する協定書」を締結するものとする。

### （協定の目的）

第1条 この協定は、丙の木質ペレット製造事業の実施にあたり、自然環境を保全、及び地域住民の健康と生活環境を保全するために必要な事項を定めるものとする。

### （基本方針）

第2条 甲は、環境保全を積極的に推進するため、丙が環境関係法令及びこの協定に定める規定を誠意を持って遵守するよう指導するものとする。

2 丙は、環境関係法令及びこの協定に定める規定を遵守し、かつ、甲の環境行政の意向を尊重して生活環境の保全に努めるものとする。

### （環境保全）

第3条 丙は、事業活動により生ずる大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の環境汚染を発生させないよう適切かつ十分な計画を立て、細心の注意を払い、生活環境の保全に努めるものとする。

### （体制の確立）

第4条 丙は、環境の保全に配慮した事業活動を積極的に推進するために必要な管理体制を整備・充実し、従業員に対し、環境保全に関する教育を実施するものとする。

### （測定及び測定結果の公表）

第5条 丙は、別表に掲げる項目について、維持管理値及び測定頻度を遵守し、その結果を公表するものとする。

### （事故及び緊急時の措置）

第6条 丙は、事故時及び緊急時の関係機関への通報体制その他必要な体制を整備するものとする。

2 甲は、丙の施設内において設備の故障、破損、その他の事故が発生し、又は、発生するおそれのあるときは、必要に応じて事業者には講ずべき措置を指示し、操業時間の短縮又は一時停止、復旧に努めるよう指示し、丙はこれに従うものとする。



(立入調査等)

第7条 甲は、この協定の実施のため必要と認めるとき、丙の施設内を甲の担当職員に立入調査させることができるものとする。

2 甲は、前項の調査結果について、地域住民から求めがあったときは、これを公表しなければならない。

(施設等の公開)

第8条 丙は、工場施設や環境保全対策を明らかにするため、施設や情報の公開に努めなければならない。

(環境美化及び緑化の推進)

第9条 丙は、丙の敷地内の美化清掃及び緑化推進に努めるとともに、地域の環境保全活動に積極的に参加し、協力するものとする。

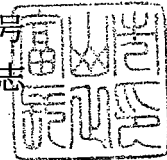
(協議)

第10条 この協定に定めなき事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を所有する。

平成21年12月25日

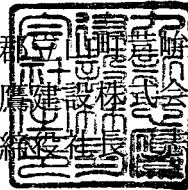
甲 富山市新桜町7番38号  
富山市長 森 雅 志



乙 富山市中大浦  
中大浦地区総代 田 島



丙 中新川郡豆苗町善勝寺49  
丸新志鷹建設株式会社  
代表取締役 鷹 新 樹



(別 表)

区分	項目	施設名	基準値	維持管理値	測定頻度
ばい煙 ※1	硫黄酸化物	乾燥炉	0.86Nm <sup>3</sup> /時 以下	0.25Nm <sup>3</sup> /時 以下	年2回以上
	ばいじん		0.20g/N m <sup>3</sup>	0.15g/N m <sup>3</sup> 以下	〃
	窒素酸化物		230ppm	180ppm 以下	〃
粉じん ※2	-	木工用 集じん施設 粉砕施設	工場等の周辺の人々の健康 又は生活環境に被害を与 えないと認められる程度	工場等の周辺の人々の健康 又は生活環境に被害を与え ないに認められる程度	-
騒音※3	昼間 (AM8:00~PM5:00)	施設全体	60dB	60dB 以下	年2回以上
振動※4	昼間 (AM8:00~PM5:00)	施設全体	-	65dB 以下	年2回以上
悪臭※5	臭気	施設全体	-	工場等の周辺の人々の多数 が不快を感じないと認めら れる程度	-
水質※6	浮遊物質量 (SS)	施設全体	-	200mg/l以下	年2回以上
害虫	-	施設全体	-	害虫の発生防止と駆除に努 める	-

※1 基準値は、大気汚染防止法に基づくもの。

※2 基準値は、富山県公害防止条例（大気関係）に基づくもの。

※3 基準値は、富山県公害防止条例（騒音関係）に基づくもの。

※4 維持管理値は、振動規制法の基準に基づくもの。

※5 維持管理値は、富山県公害防止条例（悪臭関係）の基準に基づくもの。

※6 維持管理値は、水質汚濁防止法の基準に基づくもの。

# 木質ペレット製造設備

説 明 資 料

平成21年9月5日



丸新志鷹建設株式会社

## 木質ペレットとは・・・

- ① バイオマス資源（樹皮・間伐材・製材廃材等ピュアな資源）を有効利用してペレット状に圧縮成形した固形燃料です。
- ② 安全で公害のない、安定供給可能なエネルギーです。
- ③ 日本国内各地で生産でき、ローカルエネルギーとして最も適した燃料です。
- ④ 木質系原料をペレット化することにより、貯蔵、運搬が容易になります。

## 木質ペレットは非常に優れたエネルギーです

### クリーンな燃料です

硫黄酸化物、窒素酸化物、ばい塵の排出がほとんどない環境にやさしいエネルギーです。

### 燃焼性が優れています

高密度で均質化されており、発熱量・燃焼効率も高いので固形燃料として安心して使用できます。

### 自動供給が可能です

ペレット状のため、空気圧送、スクリュー圧送等の方法により輸送及び燃料の供給が自動化できます。

### 安定供給できます

再生可能なバイオマスを原料とするため、地域ごとのローカルエネルギーとして、安定的に生産され枯渇することなく供給できます。

## 木質ペレットの用途

- |           |   |
|-----------|---|
| ☆ストーブ燃料   | ペレット専用ストーブによる暖房<br>実績、立山町 10台（役場、学校等）                       |
| ☆ボイラ燃料    | ペレットボイラによる温水利用・蒸気利用<br>実績、立山町 1台（あおぞら保育園）<br>予定、富山市、立山町公共施設 |
| ☆温風発生装置燃料 | ハウス暖房機・乾燥物の熱源   |

## 木質ペレット製造事業

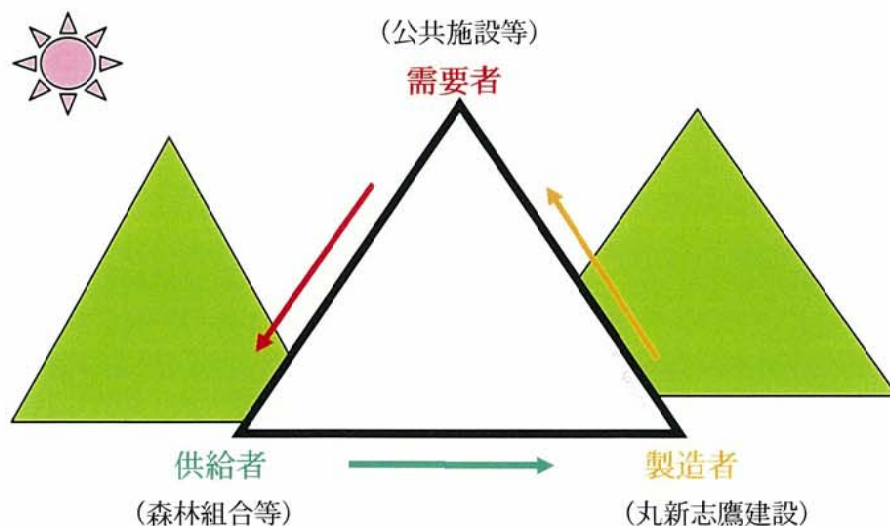
バイオマス資源を有効利用することにより、ローカルエネルギーとしての木質バイオマス循環システムを構築し、新たな産業の創出と森林・林業の活性化並びに雇用の促進を図るとともに、富山県においては山間地、中間地、市街地と大きく区分されるなかで、山間地で発生する資源を中間地で加工し、市街地で利用することで資源の利用促進を図ることを目的として、木質ペレット製造事業を開始する。

## 木質ペレット製造設備

設置場所 富山市中大浦43番地（旧大山町）

製造能力 1時間 1トン（MAX）  
1年間 1,500トン（MAX）

原材料 含水率60%とした場合  
 $1,500 \text{ t} \times [1 \div (1 - 60\%)] = 3,750 \text{ t/年}$   
 $3,750 \text{ t} \div 0.4 \text{ t/m}^3 = 9,375 \text{ m}^3$



間伐材促進協議会（仮称）の設置  
原材料の安定供給

## 木質ペレット製造施設 説明資料

木質ペレット製造施設建設に伴う規制等に対し、下記により対処いたします。

### 1. 就労関係

- a. 営業日数 260日/年 休日〔日曜・祭日・会社指定日（第2、第4土曜日）〕
- b. 就労時間 8：00 ～ 17：00
- c. 機械稼働時間 8：30 ～ 16：30
- d. 就労人数 3名程度

### 2. ばい煙関係（大気汚染防止法第6条第1項）

木質材料乾燥設備（バイオマスバーナー）より排出される排煙については、集塵機により処理します。

規制基準に対する処理値

ばい煙の種類	基準値	処理値
いおう酸化物	0.86Nm <sup>3</sup> /h	0.003未満Nm <sup>3</sup> /h
ばいじん	0.3g/Nm <sup>3</sup>	0.001g/Nm <sup>3</sup> 以下
窒素酸化物	230ppm	7ppm

### 3. 粉じん関係（富山県公害防止条例第9条第2項）

- a. オガ粉製造工程・乾燥工程・造粒工程からの粉じんについては、集塵機（3台）により処理します。

集塵機による粉じん捕集効率 99%
-------------------

- b. オガ粉（含水率40%程度）の貯留・移動・運搬時の対処としては、出入り口閉鎖、作業手順等に対応します。

### 4. 騒音関係（富山県公害防止条例第9条第2項）

オガ粉製造機・集塵機・造粒機の稼働に伴う騒音については、防音室・防音壁・消音機の設置並びに建屋の壁・隣地境界までの距離減衰にて対処します。

規制基準 昼間（8時～19時）・・・60dB以下

発生機種（発生数値）	隣地境界数値	対処方法
オガ粉製造機（100dB）	28～54dB	防音室、建屋の壁、距離減衰
集塵機（3台）（90dB）	23～47dB	消音機、建屋の壁、距離減衰
造粒機（95dB）	45～55dB	防音壁、建屋の壁、距離減衰

5. 振動関係（振動規制法）都市計画法の対象外

オガ粉製造機、造粒機の稼動に伴う振動については、機械基礎厚により対処します。また、同機種の実稼動測定数値は以下のとおりです。

適応規制基準 第2種区域（1） 昼間（8時～19時）・・・65 dB以下

実測値

オガ粉製造機	負荷	60 dB	機械より1m箇所
造粒機	負荷	55 dB	機械より1m箇所

6. 悪臭関係（富山県公害防止条例）対象外

野積みされた原木等よりの臭気については、貯留期間の短縮を図る等、不快感を与えないよう対処します。

現地には2～3週間程度の貯留保管とする。

7. 汚水関係（水質汚濁防止法）対象外

乾燥工程において発生する木材含有の水分、並びに原木貯蓄場所の雨水については以下のとおり対処します。

- a. 木材乾燥施設（集塵機）から出る水蒸気・・・下水施設へ排水（1.37 kg/min）
- b. 原木貯留場所の雨水・・・止水壁を設置し、沈殿槽・除塵スクリーン施設を設ける。

8. 害虫関係

原木についている虫類については、シート等で覆い近隣環境に影響を与えないように考慮し、維持管理の徹底を図ります。

以上



ペレット施設建設 地区説明会

地区名： 富山市 中大浦 地区

区長 田島 彰 氏

日 時： 平成21年9月5日（土） 19：00より

場 所： 中大浦公民館

人 数： 中大浦 地区 約30戸

参加者： 丸新志鷹建設 志鷹社長 白川  
恒栄機械販売 河原  
丸和 林  
御池鐵工所 吉村

内 容：

1. 経緯説明 (雇用対策、間伐材利用の促進等)
2. 事業説明 (生産規模、製品、販売等)
3. 施設説明 (機械設備等)
4. 質疑 車両、運搬対策 (道路の汚れ等)  
汚濁水対策 (木材樹液等)  
粉塵対策 (オガ粉の飛散等)  
騒音対策 (粉碎機稼動等)

## 木質ペレット製造設備 地区説明会

地区名 : 富山市中大浦 区長 田島 彰 氏

日 時 : 平成21年9月5日(土) 19:00~21:00

場 所 : 中大浦公民館

人 数 : 地区人数 15名 施工者 5名 計 20名

出席者 :	丸新志鷹建設(株)	志鷹 白川	事業・運営
	恒栄機械販売(有)	河原	施設建設
	(株)丸和	林	施設機械製造
	(株)御池鐵工所	吉村	機械製造

### 内 容

1. あいさつ 志鷹社長 (事業取組経緯説明)
2. 事業説明 白川 (事業規模、製品説明、建設工程等、機械設備)
3. 質 疑
  - Q、乾燥機サイクロン、空送ダクトからの煙、粉塵の処理は？  
A、煙はほとんど出ないが、乾燥時に木粉混じりの水蒸気を放出するので、今回の設備は対策として放出される蒸気をダクトにて地上近くまで引き込みBOXにて回収する。
  - Q、汚水の処理は？農業用水への放流はダメ！  
A、沈殿槽等の施設を設け処理する。
  - Q、騒音対策は？  
A、オガ粉製造機より、95デシベルですが、防音壁の設置で65デシベルまで減衰し、なお、室内に納めることにより、より減衰できる。
  - Q、振動対策は？  
A、基礎コンクリートの厚みにて対処する。
  - Q、既存施設を見学できないか？  
A、同機械の設置施設見学を10月の土、日に実施する。  
日時、場所については、区長と相談する。

